

④ 相談支援の充実

(施行期日)
原則として平成24年4月1
日施行(予定)

相談支援体制の強化

(課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとに取組状況に差がある。
また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

→ 地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター(基幹相談支援センター)を市町村に設置。

→ 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。

※ 市区町村における地域自立支援協議会の設置状況 85%(平成22年4月)

→ 地域移行や地域定着についての相談支援の充実(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)。

支給決定プロセスの見直し等

(課題) サービス利用計画の作成については、①計画の作成が市町村の支給決定後となっている、②対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

→ 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。

→ サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大。

※ 現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は3,413人(平成22年4月)。

13

基幹相談支援センター

○ 基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。

○ 市町村又は当該業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業者その他の省令で定める者が設置することができる。

設置できる者

■市町村

■市町村が委託する者
(一般相談支援事業者等)

※設置するかどうか
は市町村の任意

《基幹相談支援センター》

○身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行う

地域における相談支援の
中核的な役割を担う機関

(基幹相談支援センターが行う業務のイメージ)

○ 自ら、障害者等の相談、情報提供、助言を行う。

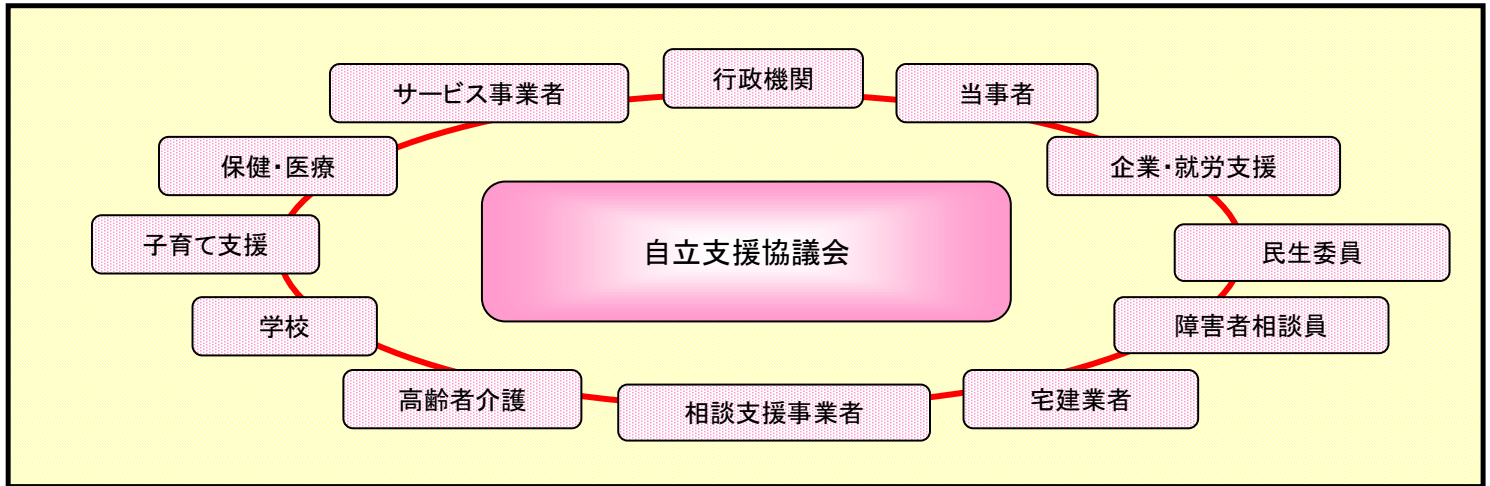
○ 地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。

14

「自立支援協議会」を法律上位置付け

- 障害者の地域における自立した生活を支援していくためには、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うことが重要である。
 - これを担う「自立支援協議会」について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。
 - 自立支援協議会を設置した都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととされている。
- ※ この改正の施行日は平成24年4月1日を予定しているが、「第三期障害福祉計画(平成24年度～)」の作成に当たっても、今回の改正の趣旨を踏まえ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること。

【自立支援協議会を構成する関係者】



15

「障害者」の相談支援体系

現行

見直し後

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村／指定特定・一般相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

- 指定相談支援(個別給付)
 - ・サービス利用計画の作成
 - ・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者

※事業者指定は、市町村長が行う。

- 計画相談支援(個別給付)
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援

・支給決定の参考
・対象を拡大に拡大

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

指定一般相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○地域相談支援(個別給付)

- ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
- ・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

○精神障害者地域生活支援特別対策事業(補助金)
(都道府県／指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)

○居住サポート事業(補助金)
(市町村／指定相談支援事業者等に委託可)

16

「障害児」の相談支援体系

現行

見直し後

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村／指定特定・一般相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

指定相談支援事業者

※事業者指定は、都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)

・サービス利用計画の作成
・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者

※事業者指定は、市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)

・サービス利用支援
・継続サービス利用支援

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

・支給決定の参考
・対象を拡大に拡大

○通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所)

創 設

障害児相談支援事業者(児)

※事業者指定は、市町村長が行う。

○障害児相談支援(個別給付)

・障害児支援利用援助
・継続障害児支援利用援助

(児)とあるのは児童福祉法に基づくもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

地域移行支援・地域定着支援の個別給付化

○ 地域移行支援

施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要。

→ 現行の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

○ 地域定着支援

居宅で一人暮らししている者については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。

→ 現行の「居住サポート事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

※ 地域移行支援・地域定着支援を担う「一般相談支援事業者」の指定は、都道府県が行う。

※ 施行(平成24年4月1日)の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内の省令で定める期間内は「指定一般相談支援事業者」とみなす。

施設・病院内

地 域

退所・退院を希望する者

地域移行・地域生活のためのコーディネート機能

サービス利用計画

(退所・退院に向けたケアマネジメントを行い、地域生活への移行、定着を計画的に支援。)

地域移行・地域生活のための支援

地域相談支援として個別給付化

地域移行支援

(地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援・入居支援等)

地域定着支援

(24時間の相談支援体制等)